

# 国立大学法人電気通信大学大学改革推進本部規程

制定 令和8年4月8日規程第1号

(設置)

第1条 国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）に大学改革推進本部を置く。

(目的)

第2条 大学改革推進本部は、本学の理念の実現に必要な教育、研究、業務運営その他に関する改革の推進を目的とする。

(本部員)

第3条 大学改革推進本部は、次の各号に掲げる者（以下「本部員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 情報理工学域長
- (5) 大学院情報理工学研究科長
- (6) 総務部長
- (7) 学務部長
- (8) 学術国際部長
- (9) その他学長が指名する本学職員

2 本部員は、前条の目的の達成に向け、各自の職務に照らして必要な検討を行うものとする。

(本部長)

第4条 大学改革推進本部に本部長を置き、学長をもって充てる。

2 本部長は、大学改革推進本部の業務を総括する。

(副本部長)

第5条 大学改革推進本部に副本部長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(本部会議)

第6条 大学改革推進本部に、第2条の目的を達成するため、大学改革推進本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議の構成員は、本部員全員とする。

(会議の運営)

第7条 本部長は、本部会議を主宰し、その議長となる。

(会議の開催)

第8条 本部長は、本部会議を開催するときは、あらかじめ議題を示し、構成員の出席を求めるものとする。

(議事)

第9条 本部会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決する

ところによる。

(構成員以外の出席)

第10条 議長が必要と認める時は、構成員以外の者を本部会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(タスクフォース)

第11条 本部会議は、必要に応じてタスクフォースを置くことができる。

2 タスクフォースに関して必要な事項は、本部会議が定める。

(事務)

第12条 大学改革推進本部に関する事務は、総務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、大学改革推進本部に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月8日から施行する。